

# 「東京都発達障害教育推進計画」の策定について

## ● これまでの発達障害教育

- 平成16年に策定した「東京都特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすため、乳幼児期から学校卒業までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与することを基本理念とし、施策を展開。
- 発達障害教育の具体的取組として、
  - ・全ての小学校に「特別支援教室」を設置（平成28年度から本格導入）
  - ・自閉症・情緒障害特別支援学級等の教育課程の研究・開発（平成22年度）
  - ・都立高等学校等における心理の専門家による相談支援体制の整備（平成20年度から実施）等を実施。

## ● 「東京都特別支援教育推進計画」策定後の状況の変化

- 平成17年4月「発達障害者支援法」施行  
学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援。
- 平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」施行  
「特殊教育」から「特別支援教育」に転換。  
知的遅れのない発達障害の幼児・児童・生徒も含めて特別支援教育の対象とする。
- 平成26年1月「障害者の権利に関する条約」批准  
教育についての障害者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保。
- 平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行  
障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努める。

## ● 計画策定の必要性

近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるために、これからの都が目指すべき発達障害教育の基盤整備に必要な具体策について様々な視点から検討を行い、全ての公立学校における発達障害教育の充実に必要な具体的施策の構築が必要。

## ■ 「東京都発達障害教育推進計画」

### <基本理念>

- 発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う。
- 発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充する。

基本理念を具現化するために、以下の3つの視点を基本に、これからの発達障害教育の充実に必要な具体的施策を体系化

<b>視点1</b>	<b>多様な教育体制の整備</b>
発達障害の児童・生徒一人一人が、障害の状態に応じた多様な教育を受けることができる体制を整備する。	
<b>視点2</b>	<b>指導内容・方法の充実</b>
児童・生徒の長所を伸ばす視点に立ち、障害特性や児童・生徒の状態に応じた指導内容・方法を開発し、適切な指導・支援の内容の充実を図る。	
<b>視点3</b>	<b>推進体制の充実</b>
発達障害教育を担う教員の専門性の向上を図るとともに、広く都民の理解を促進することなどにより、発達障害の児童・生徒に早期から一貫性のある継続した指導・支援を行う体制を充実する。	

### <計画の期間>

発達障害教育における課題を解決するため、教育条件の充実を図ることは現在の小・中学校及び高校において喫緊の課題であることから、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間

# 「東京都発達障害教育推進計画」の主な取組

## I 小・中学校における取組

### 1 発達障害教育環境の整備

#### ■ 小学校における特別支援教室の設置促進【計画p.18】

- 平成28年度以降、準備の整った区市町村から特別支援教室を順次導入し、全ての小学校での設置を実現する。
- 特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実を促進するため、特別支援教室専門員の配置や臨床発達心理士等の巡回を行う。
- 特別支援教室の円滑な導入に向けて、区市町村に対する条件整備のための経費補助を行う。

#### ■ 中学校における特別支援教室の設置促進【計画p.19】

- 教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安などの中学校特有の課題を踏まえた上で、巡回指導体制や、生徒の障害特性に応じた相談機能の在り方等について検討を行うモデル事業を、平成28年度から実施する。
- モデル事業での成果と課題を踏まえ、全ての中学校での特別支援教室の設置を目指す。

### 2 指導内容の充実と組織的な対応

#### ■ 学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立【計画p.21】

- 通常の学級や特別支援教室で活用する、読み書きや行動・社会性に関するアセスメント方法を開発する。
- アセスメントの実施方法や分析の仕方、保護者との連携の在り方を示したアセスメントマニュアル及びDVDを作成・活用し、特別支援教室を含めた小・中学校における発達障害の児童・生徒の指導・支援を充実する。

#### ■ 発達障害の児童・生徒の指導の充実【計画p.22～25】

- 通常の学級と特別支援教室との連携を前提とした、アセスメントに基づく個別指導の内容・方法に関する指導資料や、発達障害の児童・生徒が障害の状態や「つまずき」に応じて繰り返し学習することができる「東京ベーシック・ドリル」、発達障害の児童・生徒のためのICT機器の活用事例集を作成する。
- 通常の学級における発達障害教育を充実するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインや、ソーシャルスキルトレーニングの事例集を作成する。

### 3 支援体制の充実

#### ■ 支援員の活用と資質向上【計画p.27】

- 発達障害の児童・生徒に対する、支援員による適切かつ効果的な支援の在り方や、円滑な学級経営への関わり方など、支援員の活用について研究する。
- 支援員の資質向上のための研修用DVDを、全ての公立小・中学校で活用する。

#### ■ 外部専門家の活用【計画p.28】

- 児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を行うため、医師や心理の専門家、スクールソーシャルワーカーの外部専門家の活用について研究し、各校等にその成果を普及する。

#### ■ 特別支援学校のセンター的機能の活用【計画p.29】

- 特別支援学校が、区市町村教育委員会と一層連携し、研修会への講師派遣や企画への参画を行う。
- 小・中学校からの要請に応じて特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが指導に立ち会い、助言を行うことで、小・中学校の発達障害教育を担う教員等に対する支援を充実する。

## II 高等学校における取組

### 1 発達障害教育環境の整備

#### ■ 教育課程外での特別な指導・支援の実施【計画p.33】

- 生徒の状態に応じて指導・支援が受けられるよう、放課後や土曜日などに教育課程外で、学校外において、民間のノウハウを活用するなどして、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を行える仕組みを構築する。

### 2 指導内容の充実と組織的な対応

#### ■ 学校設定教科・科目の開発【計画p.36】

- 対人関係やコミュニケーション等が苦手な生徒に対し、自己の障害に関する理解や社会性を向上させるための指導、現場実習を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科・科目について、実践的な研究開発を行い、各校が在籍する生徒の状況に応じて活用できるようにする。

#### ■ 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実【計画p.37】

- 発達障害の生徒の将来の自立と社会参加を実現するため、大学や企業との連携による進学・就労支援に関する実践研究を行い、その在り方をまとめた進路指導の手引を作成し、発達障害の状態に応じた進学・就労支援を充実する。
- 個別の教育支援計画等に基づく支援を行っている生徒の進学・就労に当たっては、個別移行支援計画を作成し、進学先・就労先へ適切につないでいく。

#### ■ 学校・学級不適応の生徒への対応【計画p.37】

- 発達障害に起因する学校・学級不適応の改善に向けた組織的な対応の在り方や、障害のない生徒に対して発達障害の理解を促進するための指導等の在り方をまとめた教員用の手引き等を作成する。

### 3 支援体制の充実

#### ■ 支援員の活用【計画p.40】

- 発達障害の生徒に対する適切かつ効果的な支援の在り方や、円滑な学級経営への関わり方など、支援員の効果的な活用方法について研究し、各校にその成果を普及する。

#### ■ 外部専門家の活用【計画p.40】

- 生徒一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を行うため、医師や心理の専門家、スクールソーシャルワーカーの外部専門家の活用について研究し、各校にその成果を普及する。
- 教員が、外部専門家との相談を円滑に実施できるよう支援に関する気付きチェックリストを作成する。

#### ■ 特別支援学校のセンター的機能の活用【計画p.41】

- 高校への支援の仕組みを明確にするとともに、特別支援学校間の連携強化等により、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図り、高校に対して、学校・学級不適応の生徒への具体的な対応方法や、生徒の進路指導に関する助言等を行う。

### Ⅲ 教員の専門性向上

#### 1 研修の充実

##### ■ 発達障害に関する専門性の向上を図る研修の実施【計画p.45】

- 特別支援教室の巡回指導教員等、発達障害教育を中心となって担う教員を対象に、発達障害の児童・生徒の行動特性や指導の在り方等について研修を行い、専門性の向上を図る。
- 新たに特別支援教室の担当となる教員等に対し、異動前の講習会を実施する。

#### 2 人材の有効活用

##### ■ 人事異動を活用した発達障害教育に係る人材育成及び人材確保【計画p.47】

- 小・中学校と特別支援学校の教員の異校種期限付異動を促進し、小・中学校の教員が特別支援学校での経験を通して、発達障害教育に関する理解を深める。
- 発達障害教育に対する意識が高く、特別支援教育に必要な資質・能力を持った教員を確保するため、特別支援学級の教員について公募人事を実施する。

##### ■ 指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上【計画p.47】

- 特別支援教育において高い専門性と優れた指導力を持つ教員である指導教諭を、小・中学校の特別支援学級担当として活用する。
- 教員全体の専門性を向上させるため、指導教諭が実施する模範授業・公開授業に、通常の学級を担当する教員も参加できるようにする。

#### 3 採用前からの人材養成

##### ■ 東京教師養成塾等の活用【計画p.49】

- 東京教師養成塾に設置される小学校コースの特別支援学校の参観や、講義・演習を通じて、教員を目指す塾生の理解を啓発し、知識を高める。
- 特別支援学校コースの特別支援教育コーディネーターの講話や、心理検査の結果の活用等についての演習を通じて、塾生の理解を啓発し知識を高める。
- 教員の採用前実践的指導力養成講座において、発達障害教育に関する講義等を通じて、採用予定者の理解を啓発する。

### Ⅳ 総合支援体制の充実

#### 1 継続した指導・支援の充実

##### ■ 乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある継続した支援等の充実【計画p.54】

- 「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」、「個別移行支援計画」に基づく学校間や関係機関との連携を一層強化するため、「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を作成し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある継続した指導・支援を充実する。

##### ■ 保健・医療・福祉・労働との連携体制の充実

【計画p.54】

- 教育と保健・医療・福祉・労働の関係機関が協議する場を設け、発達障害に係る相互連携の充実について検討する。

#### 2 発達障害教育に係る理解の促進

##### ■ 発達障害教育に係る理解の促進【計画p.56】

- 児童・生徒やその保護者をはじめ、広く都民に対し、発達障害教育に関する説明会を実施する。
- 就学を控えた5歳児の保護者を対象としたパンフレットを作成・配布し、適切な就学と必要な指導・支援につなげるための理解を促進する。
- 区市町村職員や放課後子供教室等の活動に携わる関係者を対象とした理解促進のための研修を充実させるなど、放課後子供教室等における発達障害の児童・生徒の円滑な受入れを支援する。